

京都市告示第168号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

平成25年 6月13日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

平成25年 6月27日 午後2時00分から午後3時00分まで

2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課 竹田一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

- (1) 平成24年11月20日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (2) 平成24年12月20日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (3) 平成25年1月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (4) 平成25年2月20日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (5) 平成25年3月19日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (6) 平成25年4月19日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
- (7) 平成25年5月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)